

株式会社ヤマザワ

定 款

株式会社ヤマザワ定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ヤマザワと称する。英文では、YAMAZAWACO.LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食料品、衣料品、家庭用品、電気製品、化粧品、薬品その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造加工、卸売。
- (2) 酒類、塩、たばこ、米穀、切手、印紙、計量器機および古物、当せん金付証券法に基づく富くじの販売。
- (3) 飲食店、遊技場、クリーニング業および駐車場の経営。
- (4) 小売業の経営指導および受託業務。
- (5) 運動施設および興行場の経営。
- (6) 生命保険募集業および損害保険代理店業。
- (7) 動産の売買ならびに不動産の売買、賃貸、仲介および鑑定。
- (8) 有価証券の売買および保有。
- (9) フィットネスクラブの運営
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を山形県山形市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は19,835,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当社に対して売渡すことを請求（以下「売渡請求」という。）することができる。但し、売渡請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りではない。

- 2 売渡請求を行うことができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集者および議長)

第15条 当社の株主総会は、法令の別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集しその議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

第17条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選 任)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集者および議長)

第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前

に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催する事ができる。

(決議方法等)

第25条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第26条 当社の取締役会に関する事項は、本定款のほか取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける、財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章

監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第30条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第32条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第34条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。

(決議)

第35条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規則)

第36条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第37条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任および任期)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 43 条 当社の剰余金の配当は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第 45 条 当社の剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払配当金には利息をつけないものとする。

(附則)

1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成11年6月25日 一部改訂

平成14年6月25日 一部改訂

平成15年6月25日 一部改訂

平成16年6月24日 一部改訂

平成17年6月29日 一部改訂

平成18年6月27日 一部改訂

平成21年6月23日 一部改訂

平成24年6月27日 一部改訂

平成28年5月27日 一部改訂

令和 4年5月26日 一部改訂